

は、つらく當世のていを見候に源氏の方はいよ／＼つよく、平家の御方は、まけ色に見えさせ  
給ひて候、いざをの／＼木曾殿へ参らふと云ければ、皆さんなうとぞ同じける、次の日又うきす  
の三郎がもとにより合たりける時、齋藤別當、さても昨日さねもりが申し事は、いかにをの／＼  
と云ければ、其中にまたの、五郎かげ久す。み出て申けるは、さすが我らは、東國にては、人に玄  
られて、名有ものでこそあれ、吉につるて、あなたへ参り、こなたへ参らん事は、見ぐるしかるべし。  
人々の御心共をば玄り參らせぬ候、かげ久においては、今度平家の御かたで、うちじにせんと思  
ひ切て候ぞと云ければ、齋藤別當あざわらつて、誠にはをの／＼御心共をかな、ひかんとてこそ  
申たれ、實盛も、今度北國にてうち死せんと思ひ切て候へば、二度いのち生て、都へは歸るまじき  
よし大臣殿宗盛○平へも申上、人々にも、其様を申おき候と云ければ、皆又此儀にぞ同じける、其約束  
をたがへじとや、當座に有ける甘よ人のさふらひ共も、今度北國にて、一所に玄にけるこそむざ  
んなれ、

〔太平記十六〕小山田太郎高家刈青麥事

義貞○新 西國ノ打手ヲ承テ、播磨ニ下著シ給時、兵多シテ糧乏、若軍ニ法ヲ置ズバ、諸卒ノ狼藉不  
可絶トテ、一粒ヲモ刈採民屋ノ一ヲモ追捕シタランズルモノヲバ、速可被誅之由ヲ、大札ニ書テ、  
道ノ辻々ニゾ被立ケル、依之農民耕作ヲ棄ズ、商人賣買ヲ快シケル處ニ、此高家○山田敵陣ノ近隣  
ニ行テ、青麥ヲ打刈セテ、乘鞍ニ負セテゾ歸ケル、時ノ侍所長濱六郎左衛門尉是ヲ見、直ニ高家ヲ  
召寄無力法下ナレバ、是ヲ誅セントス、義貞○中略 使者ヲ遣シテ被點檢ケレバ、馬物具爽ニ有テ、食  
物ノ類ハ一粒モ無リケリ、使者歸テ此由ヲ申ケレバ、義貞大ニ恥メル氣色ニテ、高家ガ犯法事ハ、  
戰ノ爲ニ罪ヲ忘タルベシ、何様士卒先ジテ疲タルハ大將ノ恥也、勇士ヲバ不可失、法ヲバ勿亂事トテ、田ノ主ニハ小袖二重與テ、高家ニハ兵糧十石相副テ、色代シテゾ歸サレケル、